

令和8年度佐賀県食肉衛生検査所洗濯業務契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは洗濯業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙洗濯物品（以下「白衣等」という。）の洗濯業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受託するものとする。

（業務期間）

第2条 業務の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（業務及び支払方法）

第3条 業務料は別紙のとおり区分（白衣等）ごとに定める単価に洗濯数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。

また、業務料の支払いは月払いとし、毎月業務完了後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

乙は、甲が前段の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3・0%の割合で算定した遅延利息を甲に請求することができる。

（契約保証金）

第4条 ※この契約に係る契約保証金は・・・

（※ 免除の有無については入札参加資格決定時に通知）

（再委託の禁止）

第5条 乙は、業務の一部を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（業務の処理方法）

第6条 乙は、業務を別紙「令和8年度食肉衛生検査所洗濯業務仕様書」及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実施調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

（納入検査）

第9条 乙は、白衣等を納入する場合は、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、その内容を検査し、不合格品があった場合は、速やかに乙に通知する。

3 乙は、前項の規定により、不合格品の通知があったときは、甲の指示する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

(経費の負担)

第10条 次の各号にかかる費用については、乙の負担とする。

(1) 納品に要する費用

(2) 消毒に要する費用

(3) この契約の締結及び履行等に要する費用

(返還弁償)

第11条 乙は、白衣等を乙の責めに帰すべき事由により紛失、焼却、又は破損させた場合には、甲乙協議のうえ弁償額を定めて甲に弁償するものとする。

(契約の解除権及び損害賠償)

第12条 乙は自己の責に帰し難い事由により、この契約の履行ができない場合には、その事由を明らかにした書面をもって、遅滞なく甲に申し出なければならない。

第13条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 正当な理由がなく契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 業務の実施に著しい遅滞が認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) その他この契約に反したとき

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、この業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

- 第14条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された時は、乙は違約金として契約金額（入札書に記載した合計金に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の10に相当する金額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3・0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(その他)

- 第15条 前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の定めるところによる。
- 2 甲は、この契約締結後に、経済上の著しい変動により契約単価が甚だしく不適當であると認めるときにおいて、乙と協議のうえ契約を変更することができる。

(協議)

- 第16条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 2 協議が整わないときは甲の決定するところによる。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 多久市南多久町大字下多久 4 1 2 7
佐賀県食肉衛生検査所
所長 ⑩

乙

⑩

別紙

洗濯物品区分表

区分

1枚あたりの単価（税抜）

白衣（長白衣含む） ￥ -

白ズボン ￥ -

しみ抜き（血液） ￥ -

令和8年度食肉衛生検査所洗濯業務仕様書

1. 業務内容

佐賀県食肉衛生検査所のと畜検査により使用された白衣等を定期的に回収し、洗濯所で洗濯を行い納品する業務

2. 白衣等種類

白衣（長白衣含む）

白ズボン

しみ抜き（血液）

※ 見込み数であり、洗濯件数を保証する数量ではありません。

3. 契約方法

白衣等の種類別に回収・納品する費用を含んだ単価契約を行う。

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 納品・回収場所及び回数

- ・洗濯物は、ハンガーにかけたものを納品すること。ただし、アイロンかけ、ビニール保護は不要。
- ・回収場所は、佐賀県食肉衛生検査所内の脱衣室で回収すること。
- ・回収回数は、佐賀県食肉センターの開場日の年間約243日（臨時開場日 年間3日程度（土曜日、休日）を含む）とすること。

なお、年末年始及び休日の開場日、その他については検査所と協議の上、業務に支障がないようにすること。

6. 洗濯物の管理

洗濯物の納品及び回収状況の管理が出来るようにし、洗濯物の紛失及び納品の遅れを防止する対策を講ずること。

なお、洗濯に出した洗濯物が納品されないものがある場合は、代替品補充をすること。

7. その他

事業者は明細書にない洗濯物を検査所が必要とする場合には、当該単価について同類の契約単価及び市場価格を参考にしながら双方協議の上受託するものとする。

また、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。